

国府支団 1－2 広瀬班団車庫新築工事

図 面 リ ス ト								
番 号	図 面 名	縮 尺	番 号	図 面 名	縮 尺	番 号	図 面 名	縮 尺
	【A：建 築】			【S：構 造】			【E：電気設備】	
A－00	表紙・図面リスト	－	S－01	基礎伏図・基礎詳細図	1/50・1/30	E－01	特記仕様書・盤図・器具表	－
A－01	特記仕様書（1）	－	S－02	構造伏図	1/100	E－02	配置図・案内図・ホース乾燥柱図(参考)	1/200・1/30
A－02	特記仕様書（2）	－	S－03	軸組図	1/100	E－03	電灯コンセント設備1階平面図	1/50
A－03	特記仕様書（3）	－	S－04	木造継手基準図	－	E－04	電灯コンセント設備2階平面図	1/50
A－04	特記仕様書（4）	－	S－05	木造継手及び仕口基準図	－			
A－05	配置図・案内図	1/150・－						
A－06	仮設計画図・計画工程表	1/100・－					【M：機械設備】	
A－07	求積図	1/100・1/200				M－01	特記仕様書	－
A－08	仕上表	－				M－02	1階換気設備図	1/50
A－09	平面図	1/50				M－03	2階換気設備図	1/50
A－10	立面図・断面図	1/100				M－04	機械設備工事配置図	1/150
A－11	矩計図	1/30				M－05	1階衛生設備図	1/50
A－12	階段詳細図	1/30・1/15				M－06	2階衛生設備図	1/50
A－13	雑詳細図	1/10・1/20・1/30						
A－14	展開図（1）	1/50						
A－15	展開図（2）	1/50						
A－16	天井伏図	1/50						
A－17	キープラン・建具表	1/50						
A－18	外構図	1/100・1/20・1/40						

※ 原図A2版

1. 工事名称

2. 主要用途

3. 工事種別

4. 敷地

5. 都市計画法等

6. 工事建物の概要

7. 工事の範囲

8. 別途工事

国府支団1－2 広瀬班団車庫新築工事

自動車車庫

新築工事

地名地番

敷地面積

高山市国府町広瀬町5 1 5 番地 1

179.81㎡

都市計画区域

用途地域

防火地域

その他の指定

道 路

○都市計画区域内（・市街化区域・市街化調整区域○その他）
・都市計画区域外
・第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域
・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域
○用途地域の指定のない区域
・防火地域・準防火地域○指定なし

・建築基準法第2 2 条指定区域内○建築基準法第2 2 条指定区域外（ ）

・国道○県道・市道・町道・村道・私道

区 分	自動車車庫	備 考
構 造	木造	
階 数	2 階建て	
延べ床面積	79.50 ㎡	
風圧力	V 0=30m/S	
積雪量	1.40m	

・建築主体工事
車庫棟新築一式

・ あり ○ なし

第 1 章 一般共通事項

1. 適用範囲

2. 特記仕様書

3. 書類の書式等

（1） この特記仕様書、図面及び現場説明書（現場説明に対する質疑回答書を含む）に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（令和7年版）〔以下「標仕」という〕、「公共建築改修工事標準仕様書」（令和7年版）〔以下「改標仕」という〕、建築工事標準図（令和7年版）〔以下「標準図」という〕による

（2） 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事の仕様書を適用する。

（3） 設計図書間に相違がある場合の優先順位は下記による。

（1） 質問回答書

（2） 現場現場説明書（添付される場合に限る）

（3） 特記仕様書

（4） 標準特記仕様書（添付された場合に限る）

（5） 図面

（6） 改標仕

（7） 標仕

図面間で相違のある場合は下記による。

意匠図 仕上表を優先 構造図 断面リストを優先

特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものを適用する。

施工に関して提出する書式等は、発注者の指示に基づき作成する。

B 工事仕様書（1）

4. 工事実績情報の登録

5. 下請負契約

6. 概成工期

7. 産業廃棄物の適正処理

8. 発生材の処理等

9. 工事着手前協議

10. 変更

11. 建設工事保険

12. 提出書類

13. 重点監督対象工事

14. 電子メールの利用

工事実績データの作成・登録（請負金額5 0 0 万円以上の場合行う）
受注時又は変更時において、工事実績情報サービス（CORINS）入力システム（（財）日本建設情報総合センター）に基づき、受注・変更契約後1 0 日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。（ただし、工事請負金額5 0 0 万円以上2 , 5 0 0 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。
また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が1 0 日間に満たない場合は変更時の提出を省略できるものとする。

（1） 本工事において、下請契約を締結する場合には、当契約の相手方を高山市内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所含む。）を有する者の中から選定するようつとめること。

総合試運転を行う上で、関連工事を含めた各工事が工期のおおむね1 0 日前までに支障のない状況まで完了していること。

請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、監督員の指示に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認しなければならない。廃棄物マニフェストE表の写しを提出すること。

（1） 本工事中の発生材のうち、監督職員が発注者に引渡しを要すると認めたものについては、監督職員の指示を受けた場所に整理のうえ、調書を作成して監督職員に提出する。

（2） （1）以外のものはすべて構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理要綱」、「岐阜県廃棄物の適正処理に関する条例」、「岐阜県建設廃棄物適正処理の三原則」を遵守する。
建設コンクリート、木屑についてはリサイクル施設の搬入又は、焼却施設において適正処理を行うこと。

アスベスト成形板等については、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、岐阜県アスベストの排出及び飛散防止に関する条例の法令に基づき適正に処理すること。

対象材料 石膏ボード、ケイカル板、ロックウール吸音板、吸音テックス、P タイル、フロンガス、石綿含有煙突

受注者は契約後2 週間以内に設計書内容等について、監督員と工事着手前協議を行うこと。
協議にあたっては、施工打合せ記録簿に協議事項を記入し打ち合わせに持参すること。尚、競技日の設定については、受注者が事前に監督員と連絡をとり設定すること。

協議には、発注者側より監督員及び係長又は課長が、受注者側より現場代理人及び主任技術者が出席する。
協議時において施工打合せ記録簿の回答欄は監督員が記入し、最後に監督員及び係長又は課長の確認印を押印する。また、その写しは現場代理人（主任技術者）が受け取ること。

工事内容に変更が生じる時は、協議書を予め提出して承認を受けた後に変更工事に着手すること。
尚、この場合の見積単価については契約時のものとする。但し、工述上必要な微細なる工事変更については、監督員の指示に従い受注者の工事費負担により施工すること。

工事にあたり建設工事保険又は相当する保険に加入し、加入を証する書面の写しを工事着手後1 4 日以内に提出すること。
加入期間は工事着手より、完成検査引渡しまでの期間を満足すること。
工事目的物及び工事材料等を建設工事保険に付すること。
（1） 損害のてん補条件
下記の原因によって起こる損害を、てん補できる保険を付保すること。
（イ）火災、落電、爆発又は破裂
（ロ）台風、せん風、爆風、爆風雨の風災
（ハ）資材の盗難
なお、請負者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。
（2） 保険金
原則として請負金額とする。
（3） 保険の期間
保険の加入期間は、工事資材の現場搬入の日から工事完成期限後1 5 日とする。
（4） 保険契約の変更
保険契約締結後に請負金額の変更又は、工期延長等があった場合には、相応の保険契約の変更をしなければならない。
（5） 保険証券の写しの提出
請負者は保険契約を締結し又は、更新した場合において保険証券の写しを発注者に提出しなければならない。
（6） 協議
この取り扱いによりがたい事項については、必要に応じて請負者は、発注者と協議すること。

書式・部数・時期等は高山市ホームページ上に記載された内容とし、遅滞なく監督員に提出し承認を受けること。尚、監督員との協議によりその一部を省略することが出来る。

当該工事が高山市重点監督対象工事になった場合は、その取扱いによるものとする。

本工事の施工中における受発注者間の情報共有は電子メールを利用することができる。
・工事の記録等
・週間工程の連絡等

工事名	国府支団1－2 広瀬班団車庫新築工事			
図 名	特記仕様書(1)			
縮 尺	—	番 号	3 3 枚の内	A 1 号
設 計 年月日	令和 8 年 7 月 1 0 日			
設 計	有限会社 狹場建築設計事務所 一級建築士 大田登録 第98418号 狹場 芳男			
高 山 市				

B 工 事 仕 様 書 （ 2 ）	
15. 新型コロナ	新型コロナウイルス感染症の影響による工期延伸について 新型コロナウイルス感染症に関する企業活動の休止・停滞による資機材の納期遅延や、感染者及び濃厚接触者が現場作業に従事できなくなることに伴う工事の一時中止など、新型コロナウイルス感染症が原因であると認められる場合は、工期の延伸について協議に応じるものとする。 また、感染症拡大防止に対する費用においても協議に応ずるものとする。
⑯ 施工計画書	(1) 次の工種に該当する工事の施工計画書を当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。 ○ 総合 ○ 仮設工事 ○ 鉄筋工事 ○ 土工事・コンクリート工事 ○ 左官工事 ○ 屋根及び樋工事 ○ 木工事 ○ 内外装工事 ○ 塗装工事 ○ 外構工事 ○ その他監督職員の指示するもの
⑰ 施工中の安全確保及び環境保全	次の工種の工事を施工する場合は、工事車輛の通行する各要所に保安用員を配置して、通行者の安全確保を図る。 ○ 土工事 ○ コンクリート工事 ○ 鉄筋工事 ○ 外構工事 ○ 主要資材の搬入搬出が頻繁に行われる時。 ○ その他必要と認められる時。
⑱ 養生	工事の施工に伴い、既存建築物部分、工事目的物の施工済み部分等に汚染又は損傷を与えた場合は、請負者の責任において構造及び仕上げを原形に復旧する。
⑲ 材料等	(1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 使用する建築材料が、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（最新版）」による場合は、評価書の写しをもって、標準仕様書1．4．2．bの品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。ただし、標準仕様書に規定されている製作図、試験成績書等は除く。 (2)室内に使用する合板、接着剤等は原則としてF☆☆☆☆を基本とし、該当する材料等が無い場合は、F☆☆☆☆又はその同等品の揮発性有機化合物（VOC）の放出量の少ない材料とし、監督職員の承諾を受けること。 姿図の形状及び寸法は、概略を示す。
20. 姿図	
㉑ 再生資源利用計画書及び再生資源利用計画書の提出	工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書,コプリス・プラスを、また工事完了時に同計画書の実施報告書（様式は同一）を監督員に提出するものとする。 完成図のCADデータ
㉒ 技能士	○ 適用する ・ 適用しない 適用工事 ○ 鉄筋工事 ・ コンクリート工事 ・ 防水工事 ○ 木工事 ○ 内外装工事 ○ 塗装工事 ○ 屋根工事
23. 技能資格者	・ 溶接技能者（（社）日本溶接協会が検定した技能資格を有する者） ・ 圧接技量資格者 01S Z 3881（ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）による技量を有する者） ・ 実施する ・ 実施しない
24. 技術検査	
㉕ 完成図	○ 完成図及び監督員の指示する図面を作成する。 ○ 完成図のA2製本 2部 ○ 提出する ・ 提出しない ○ 完成図のCADデータ ○ 提出する ・ 提出しない
㉖ 軽微な変更等	現場の納まり、取り合い等の関係による協議の中で、形状、寸法の軽微な変更は、監督員の指示による。 なお、この場合請負金額の変更は行わない。
㉗ 下請け業者等	下請け業者の選定に当たっては高山市入札参加資格停止の処置がなされていないこと。
㉘ 事故報告	工事施工中に事故が発生した場合は、直ちに「緊急連絡体系図」に基づき通報を行うとともに、事故発生報告書を監督職員に提出する。
㉙ 低騒音型建設機械	建設工事の施工にあたっては、低騒音型建設機械ならびに、排気ガス対策型建設機械の使用に努めること。
㉚ 適正燃料の使用	ディーゼルエンジン車両の適正燃料の使用について (1)ディーゼルエンジンを動力とする車両には、JIS規格の軽油を使用すること。 (2)ディーゼルエンジンを動力とする車両の燃料検査があった場合には協力すること。
㉛ 使用材料	○ 使用資材については、ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン・の含まれる量等に充分注意し資材の選定を行うこと。 ○ 上記が含まれる資材を使用する場合は係員と協議し、指定濃度となるよう枯らし期間を充分取り施工を行うこと。 注意し資材の選定を行うこと。 ○ 工事書類の簡素化にあたっては「工事書類簡素化要綱」に基づいて実施すること。
㉜ 工事書類の簡素化	

⑬③ ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物

⑬④ 室内汚染物質測定

⑬⑤ 発生材処理

⑬⑥ 建設廃棄物

⑬⑦ 再資源化施設への搬出

⑬⑧ 再生資材の利用

⑬⑨ 書類の書式等

⑬④④ 包含工事

⑬④① 竣工時検査

⑬④② 工事完了検査

⑬④③ 伝統的大工技術の継承

⑬④④ 週休二日制の導入

- ・ 厚生労働省における「厚生労働省指針」に従いホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の基準を定める。

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）
ホルムアルデヒド	0.08ppm（100μg/m3）以下
トルエン	0.07ppm（260μg/m3）以下
キシレン	0.05ppm（200μg/m3）以下
エチルベンゼン	0.085ppm（370μg/m3）以下
スチレン	0.05ppm（220μg/m3）以下
パラジクロロベンゼン	0.04ppm（240μg/m3）以下

○ 請負者は上記の基準以下であることを指定検査センターにて検査確認し、工期内に引渡しを行うこと。又ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の濃度が基準値以上だった場合は、請負者が直ちに原因を特定し汚染源の除去を行い再度検査確認をする。除去及び再検査に要した費用の全ては請負者の負担とする。

○ 引渡しを要するものは係員の指定する場所に整理しリストを作成の上施設管理者へ引渡す。又引渡しを要しないものは全て場外に搬出し上記有機化合物の濃度が基準値以上だった場合は、請負者が直ちに原因を特定し汚染源の除去を行い再度検査確認をする。除去及び再検査に要した費用は建設廃棄物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。

○ 処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「岐阜県廃棄物の適正処理に関する条例」「岐阜県建設廃棄物適正処理の三原則」の規定を遵守し適正に処理する。

○ 混合物の処理については管理型最終処分場に持ち込むものとする。

- 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。

○ コンクリート塊

○ アスファルトコンクリート塊

・ 木屑

・ 石膏ボード屑

○ 鉄、アルミ、ステンレス屑

○ ガラス、陶磁器屑

・ 繊維屑

・ プラスチック類

○ 下記の資材については再生資材を使用する。

資 材 名	規 格	使 用 場 所	備 考
再生加熱アスファルト混合物	プラント再生舗装技術指針（日本道路協会）	構内アスファルト	
再生クラッシャーラン	プラント再生舗装技術指針（日本道路協会）	アスファルト舗装下基礎・土間下	
ガラス廃材を利用したタイル	岐阜県廃棄物リサイクル認定品		クリスタルクレイ〔同等品〕
下水汚泥焼却灰を利用したブロック	環境保全型商品		ナチュラルウォーク〔同等品〕

○ 本工事の施工に関して提出する書類は次により、書式（提出部数）は別に定める。ただし、これに定めのないものは、監督職員が指示する書式による。

○ 包含工事の下請施工業務
設備工事等を包含する工事における、当該設備工事等の下請施工業者は、原則として高山市建設工事入札指名人名簿に搭載されている業者から選定し、監督職員の承諾を受ける。

○ 竣工時には、一般事項（留意事項）の項目による「室内汚染物質測定」を行い基準以下であることを指定検査センターにて検査確認しなければならない。
○ 分 析 方 法 ○ 拡散方式 ・ 吸引方式
○ 分 析 項 目 ○ホルムアルデヒド ○ トルエン ○ キシレン ○ スチレン
 ○ エチルベンゼン ・ パラジクロロベンゼン
○ 検査箇所は下記による。
○ 待機室 1ヶ所

○ 工事完了時には、建築基準法による「完了検査」を受けなければならない。
○ 完了検査申請書の作成を含む申請業務は工事監理者が行うが、申請に必要な工事写真及び書類は請負者が整理する。その工事写真及び書類の概要については係員の指示に従う。

○ 本工事における伝統的大工技術等(大工、建具、左官、造園等)については、地域における伝統的大工技術等を継承するため、市内事業者による施工に努めること。

○ 本工事は完全週休2日を原則とした週休二日制工事（現場閉所）とする。
詳細は「高山市発注の建設工事に係る週休二日制工事実施要領」に従うこと。

工 事 名	国府支団 1－2 広瀬班団車庫新築工事		
図 名	特記仕様書(2)		
縮 尺		番 号	3 3 枚の内 A 2 号
設 計 年月日	令和 8 年 7 月 1 0 日		
設 計	有限会社 狭場建築設計事務所 一級建築士 大臣登録 第98418号 狭場 芳男		
高 山 市			

B 工 事 仕 様 書 （3）	
第2章 仮設工事	
① 設計 G L	○ 図面による ・ 設計 G L = B M -300
② 仮囲い、ゲート	(1) 仮囲い ○ 図面による ゲート ・ 図面による 仮設間仕切 ・ 図面による (隅 設 部 分 の 養 生 ・ (改 標 仕 2 . 3 . 1 に よ る)
	(3) 枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成15年4月策定）」により、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等の基準」による働きやすい安心感のある足場とし、改善措置機材による場合は、手すり先行足場型と同等の機能を確保するものとする。
3. 監督職員事務所	・ 設ける 20㎡程度とし、打合せスペースを設ける。（請負者事務所の1部に設けても良い） ○ 設けない
④ 請負者事務所	○ 設ける ・ 設けない
⑤ 工사용電力	(1) 引き込み ○ 本工事中において構外から引き込む。 ・ 構内の既存設備を利用する（ ・ 有償 ・ 無償 ）
	(2) 設置及び撤去に要する費用等は、請負者負担とする。
	(3) 設置場所、施工方法は、監督職員と協議する。
⑥ 工사용水	(1) 引き込み ○ 本工事中において構外から引き込む。 ・ 構内の既存設備を利用する。（有償）
	(2) 設置及び撤去に要する費用等は、請負者負担とする。
⑦ 工사용進入路	(1) 関係者立合いの上、現況確認の把握をする。
	(2) 工사용進入路は図面等による。
	(3) 工사용進入路の整備及び使用後の復旧形状は図面等による。
	(4) 工사용進入路の整備復旧は、すべて本工事とする。
⑧ 外部シート張り	メッシュシート等は工事に支障ない場所については、周辺環境に配慮し、整理整頓する。
第3章 地業工事	
① 割り石及び砂、砂利地業	再生クラッシャーラン
② 捨コンクリート地業	(1) 粗骨材 25mm (2) 発注強度 18N/mm ² (3) スランプ 15cm
③ 床下防湿層	適用箇所 ○ ポリエチレンフィルム t0.15 ・ 無し
4. 土間断熱	適用箇所 ・ スタイロフォーム3種 t50 ・ 無し
第4章 土工事	
① 根切り	根切り工法 ○ 総掘り ・ つぼ掘り ・ 布掘り ・ 図面等による
② 埋戻し及び盛土	(1) 埋戻し ・ A種 ○ B種 ・ C種 ・ D種 （表3.2.1）
	(2) 盛土 ・ A種 ○ B種 ・ C種 ・ D種 （表3.2.1）
③ 地均し	建物の周囲の地均しの範囲 ○ 幅 2m
④ 建設発生土の処理	○ 場内流用 ・ 場外搬出 ○ 指定処分（改良土センター）国府町村山内地内

B 工 事 仕 様 書 （4）									
第5章 鉄筋工事									
① 種類	<table><tr><th>種類の記号</th><th>呼 び 名</th></tr><tr><td>S D 3 4 5</td><td>D 1 9 以上</td></tr><tr><td>S D 2 9 5 A</td><td>D 1 6 以下</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	種類の記号	呼 び 名	S D 3 4 5	D 1 9 以上	S D 2 9 5 A	D 1 6 以下		
種類の記号	呼 び 名								
S D 3 4 5	D 1 9 以上								
S D 2 9 5 A	D 1 6 以下								
② 材料試験	(1) 材料試験 ・ 実施する ① 実施しない								
③ 鉄筋の継手	(1) 継手 ① 重ね継手（ D 10、D 13、D 16 ） ・ ガス継手（ D 1 9 ） ・ 特殊な継手（ ）								
④ 鉄筋のかぶり厚さ	(1) かぶり厚さ ・ その他部分の最小かぶり厚さ <table><tr><th>その他部分の施工箇所等</th><th>最小かぶり厚さ</th></tr><tr><td>・ 土に接する軽量コンクリート ① 屋外に面する打ち放し箇所</td><td>表5．3．6の値に加える寸法を 1 0 mm以上とする（構造図に特記以外）</td></tr></table>	その他部分の施工箇所等	最小かぶり厚さ	・ 土に接する軽量コンクリート ① 屋外に面する打ち放し箇所	表5．3．6の値に加える寸法を 1 0 mm以上とする（構造図に特記以外）				
その他部分の施工箇所等	最小かぶり厚さ								
・ 土に接する軽量コンクリート ① 屋外に面する打ち放し箇所	表5．3．6の値に加える寸法を 1 0 mm以上とする（構造図に特記以外）								
⑤ 検査・試験	① 立会い ・ 報告 ・ 配筋検査・・・組立鉄筋の径、本数、かぶり、間隔、継手 ・ 立会い ・ 報告 ・ 圧接部試験・・・圧接部の超音波探傷試験、外観検査								

第6章 コンクリート工事	
① レディミクストコンクリートの種類	レディミクストコンクリートの種別 Ⅰ 類

工 事 名	国府支団1－2 広瀬班団車庫新築工事		
図 名	特記仕様書(3)		
縮 尺	一	番 号	3 3 枚の内 A 3 号
設 計 年月日	令和8年7月10日		
設 計	有限会社 狹場建築設計事務所 一級建築士 大臣登録 第98418号 狹場 芳男		
高 山 市			

B 工 事 仕 様 書 （5）	
第8章 内 外 装 工 事	
① 材 料 ② ボード類	ホルムアルデヒド放散量 F☆☆☆☆以上 (1) 合板類の張付け B種 (2) 石こうボードの目地処理 突付V目地工法 (3) 石こうボード、その他ボード、合板の類で天井、壁に使用されるものは全て防火材料の認定品とする。 ただし建基法などに定める以外の部分においては監督職員の承諾を受けて普通合板及び認定表示のないものを使用できる。
③ 窯業系サイディング 4. 畳敷き ⑤ 断熱材	3' x 10' 板 無塗装品 厚14.0 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 グラスウール 24K t100 使用箇所（待機室、トイレ）天井面、壁廻り

第9章 木工事

① 一般事項

② 材料

③ 接合金物

④ 防腐防蟻処理

⑤ 木材証明

(1) 木材の断面寸法

(2) 表面の仕上げの程度

木材

樹種

合板等

継手及び仕口の接合には、部位ごとに使用する接合金物の仕様に規定したものとする。
建告第1460号の仕様、またはZマーク表示金物を使用する。(同等品 可)

防腐防蟻剤は、環境に配慮した表面処理用防腐防蟻剤とし、品質・防腐防蟻処理は下記による。

使用する木材の内で次の材料は、「公共建築工事における市産材（木材）の取り扱いについて」（建築住宅課 課長決裁）により高山市内で合法的に伐採された木材（証明書が発行できるもの）を使用すること

木材の断面を表示する寸法は、引出し線で部材寸法が示されている場合はひき立て」寸法とし、寸法線で部材寸法が記入されている場合は仕上り寸法とする。

（表12.1.1）

A種

B種

C種

種 類	品 質	含水率
構造材	・ 12.2.1による	○市産材 20%以下
造作材・下地材	・ 12.2.1による	○市産材 15%以下

区 分	樹 種
構造材	構造材 見掛け（桧 上小節）土台・柱（桧 特一）梁・母屋・火打（杉 特一）
造作材	框・建具枠・額縁・見切縁等（桧 無節）
下地材	間柱・垂木・胴縁・野縁等（杉 一等）

JAS 構造用合板 特類 t=12 t28

○ 防腐防蟻剤は、（社）日本木材保存協会認定の薬剤とする。

○ 防腐防蟻処理はつぎの部分に行なう。土台、大引、柱、間柱、筋交い等で、コンクリートに接する部分及びGLより1m迄の部分

○ 使用する木材の内、次の材料は、「公共建築工事における市産材（木材）の取り扱いについて」（建築住宅課 課長決裁）により高山市内で合法的に伐採された木材（証明書が発行できるもの）を使用すること

○ 構造材・造作材で使用する全ての木材（桧材、杉材）構造用集成材（杉材）

○ その他指定樹種以外は全て高山市産材とし、納品書等で確認できるものとする。

○ 上記市産材で入手困難なものは、岐阜証明材推進制度実施要項第12条により証明された木材を使用すること

第10章 塗 装 工 事	
① 材 料 ② 素地こしらえ	塗料のホルムアルデヒド放散量 F☆☆☆☆以上 (1) 木部 ・ A種 ○ B種 (表18.2.1) (2) 鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 (表18.2.2) (3) せっこうボード及びその他のボード面 ○ A種 ・ B種 (表18.2.7)
③ 合成樹脂エマル ションペイント塗り (EP)	コンクリート・モルタル・せっこうボード等 ・ A種 ○ B種
④ 木材保護塗料塗り (WP)	木部・木板等 ・ A種 ○ B種
⑤ 防蟻防腐塗料塗り	防腐防蟻塗料塗りは、標準仕様書の表による。 ・ A種 ○ B種

第11章 左 官 工 事	
① モルタル	セメントは、普通ポルトランドセメントとする。出隅は金ごて丸面取りとする。
② タイル	磁器質床タイル 200角

B 工 事 仕 様 書 （6）																																							
第 1 2 章 屋 根 及 び と い 工 事																																							
① 縦ハゼ金属板葺 (13.2.1～13.2.3)																																							
	<table><tr><th>屋根葺形式</th><th>材 質</th><th>板 厚</th><th>備 考</th></tr><tr><td>○ 遮熱カラー銅板</td><td>○ 遮熱艶消色ガルバリウム銅板</td><td>○ 0.4</td><td>○ 構造用合板 t=12</td></tr><tr><td>○ カラー銅板（破風・鼻隠・棟包み巻）</td><td>○ 遮熱艶消色ガルバリウム銅板</td><td>○ 0.4</td><td></td></tr><tr><td>○ 軒樋</td><td>○ 角樋 5 型</td><td>○ 0.4</td><td>○ W145 X H100 受金物 @303</td></tr><tr><td>○ 縦樋</td><td>○ ガルバリウム銅板</td><td>○ 0.35</td><td>○ ㌦75 掴み金物 @1200程度</td></tr><tr><td>○ 防水シート</td><td>○ アスファルトルーフィング940</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○ 雪止め</td><td>○ 亜鉛めっきドブ付け品</td><td></td><td>○ L-50×50×4</td></tr><tr><td>・ 落雪防止金物</td><td>・ 亜鉛めっきドブ付け品</td><td></td><td>・ FB-12*3 曲げ加工品・樹脂製ネット</td></tr><tr><td>・ 落ち葉除けネット</td><td>・ 樹脂製ネット</td><td></td><td></td></tr></table>	屋根葺形式	材 質	板 厚	備 考	○ 遮熱カラー銅板	○ 遮熱艶消色ガルバリウム銅板	○ 0.4	○ 構造用合板 t=12	○ カラー銅板（破風・鼻隠・棟包み巻）	○ 遮熱艶消色ガルバリウム銅板	○ 0.4		○ 軒樋	○ 角樋 5 型	○ 0.4	○ W145 X H100 受金物 @303	○ 縦樋	○ ガルバリウム銅板	○ 0.35	○ ㌦75 掴み金物 @1200程度	○ 防水シート	○ アスファルトルーフィング940			○ 雪止め	○ 亜鉛めっきドブ付け品		○ L-50×50×4	・ 落雪防止金物	・ 亜鉛めっきドブ付け品		・ FB-12*3 曲げ加工品・樹脂製ネット	・ 落ち葉除けネット	・ 樹脂製ネット				
屋根葺形式	材 質	板 厚	備 考																																				
○ 遮熱カラー銅板	○ 遮熱艶消色ガルバリウム銅板	○ 0.4	○ 構造用合板 t=12																																				
○ カラー銅板（破風・鼻隠・棟包み巻）	○ 遮熱艶消色ガルバリウム銅板	○ 0.4																																					
○ 軒樋	○ 角樋 5 型	○ 0.4	○ W145 X H100 受金物 @303																																				
○ 縦樋	○ ガルバリウム銅板	○ 0.35	○ ㌦75 掴み金物 @1200程度																																				
○ 防水シート	○ アスファルトルーフィング940																																						
○ 雪止め	○ 亜鉛めっきドブ付け品		○ L-50×50×4																																				
・ 落雪防止金物	・ 亜鉛めっきドブ付け品		・ FB-12*3 曲げ加工品・樹脂製ネット																																				
・ 落ち葉除けネット	・ 樹脂製ネット																																						
※専門工事業者は製造所の指定業者とする																																							
※メーカーからの１０年間保証期間の保証書を、監督員に提出する																																							

第 1 3 章 建 具 工 事

① アルミニウム製
建具

種別	強さによる種類	気密性による等級	水密性による等級	枠見込	表面処理
B 種	2 4 0 k g / m ² 以上	8	3 5	7 0 1 0 0	特記なき限り B - 1 種

網戸はアルミ枠、ステンレス防虫網（16メッシュ）張りとし、特記なき限り可動式落下防止構造とする。
工法は外部に面するアルミニウム建具は、脱落防止装置付又は、安全内はずし式（掃き出し部は除く）とする。

図面による。

図面による。

2. 銅製建具

③ シャッター

図面による。

④ 木製建具

種別	種類	フラッシュ戸の 表面板の厚み	普通合板の品質 接着性の種類樹脂	枠見込
既製品	図示による。	図示による。	図示による。	図示による。

⑤ 建物金具

マスターキー：マスターキー装置付とする。マスターキー装置付とする建具は建具表による。
鍵札：塩化ビニル製文字彫り込みとし、鍵一組につき札一枚とする。
図面で指定品以外の建具金物は、16・10・6表によるほか、見本品を提出し監督員の承諾を受けたものとする。

⑥ ガラス

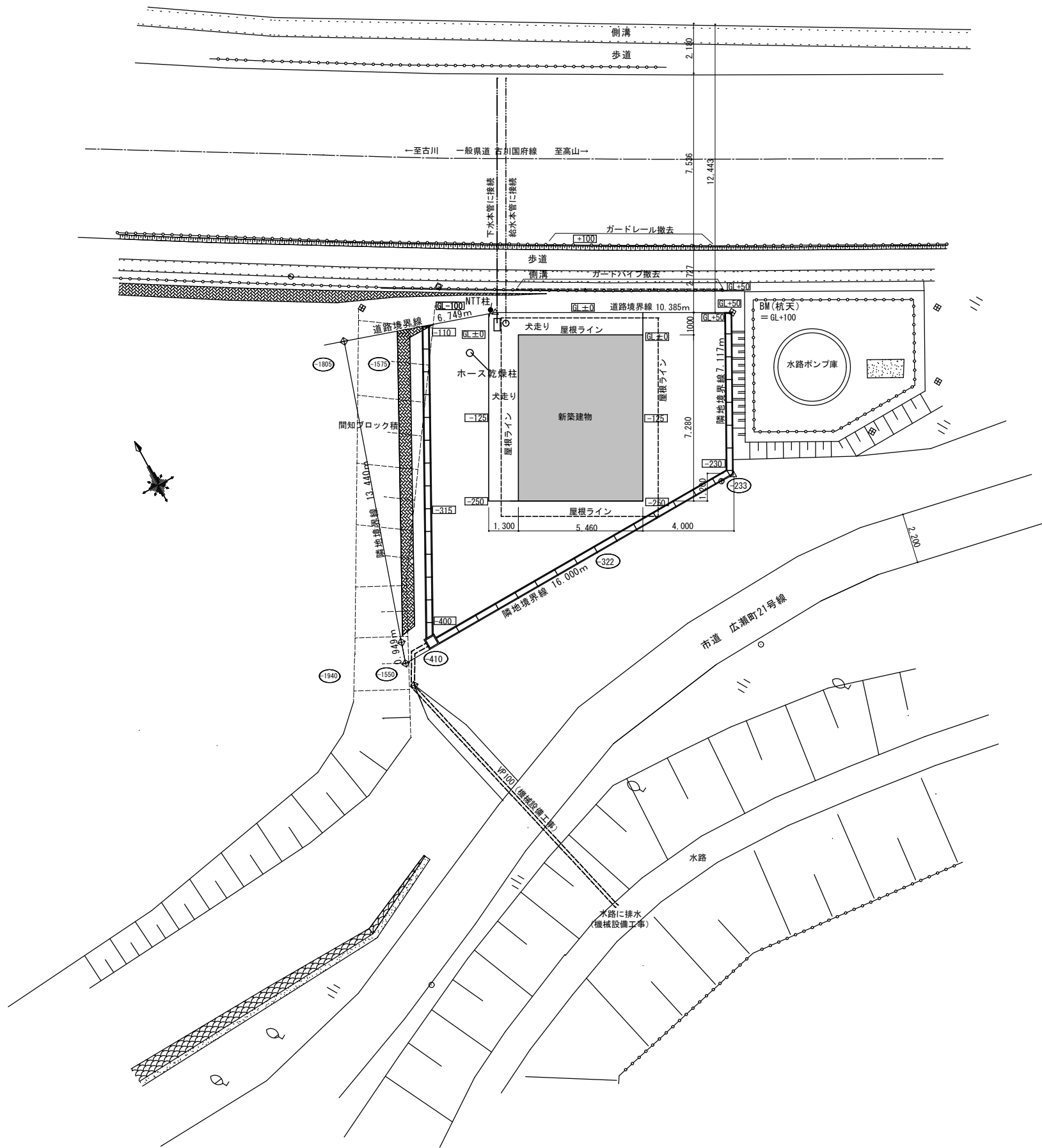
材料は、16・11・1（a）による磨板ガラスはフロート方式のB級品とする。
ガラスの使用区分は図面による。（Low-e ペア・型板）シーリング材の適用箇所及び種別は図面による。

⑥ ガラス留材

シーリング 使用箇所は図面による。

第14章 外 構 工 事	
① 集水枡 ② 排水溝 ③ 路 盤 ④ アスファルト舗装 ⑤ ホース乾燥柱 ⑤ 間知ブロック積	P C既製品（集水枡 500×500）コンクリート蓋 P C既製品（U字側溝 W240）グレーチング t-5, t-20 ※外部廻りの工事を施工する際には、地中埋設給排水管、電気配管等に充分注意して施工すること。 又、万一破損した場合には速やかに復旧すること。 材料 ・ 切込碎石 ・ 切込碎石 ○ 再生クラッシャラン 舗装 ○密粒度アスファルトコンクリート（13）厚さ（・3 ○5）cm 新設電柱、ホース掛け金物一式 H1460-1850程度 天端 コンクリート木ゴテ押え

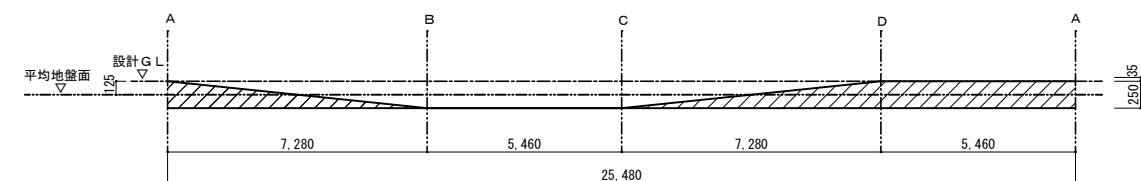
工 事 名	国府支 団 1－2 広瀬班 団車庫新築工事		
図 名	特記仕様書 (4)		
縮 尺	－	番 号	3 3 枚の内 A 4 号
設 計 年月日	令和 8 年 7 月 1 0 日		
設 計	有限会社 狹場建築設計事務所 一級建築士 大臣登録 第98418号 狹場 芳男		
高 山 市			



配置図 1/150



案内図



平均地盤面
 $(7.28 \times 0.25 + 7.28 \times 0.25) \times 1/2 + 5.46 \times 0.25/25.48 = 0.125$
 $\therefore$ 平均地盤面 = 設計 G.L. - 125mm

平均地盤面算定

工事名	国府支団 1－2 広瀬班団車庫新築工事		
図 名	配置図・案内図		
縮 尺	1/150・一	番 号	3 3 枚の内 A 5 号
設 計 年月日	令和 8 年 7 月 1 0 日		
設 計	有限会社 狹場建築設計事務所 一級建築士 大臣登録 第98418号 狹場 芳男		
高 山 市			